

## Z-69-C 所得税法〔第一問〕一解 答一

### 所得税法

#### 問1

概要	法人からの債務免除益は金銭以外の経済的利益による収入として、その性質に応じた所得区分により課税されるが、一定の要件を満たす場合は別段の定めによる取扱いも考えられる。
I 所得区分及び課税方法	
(1) 債務免除益が旅館業に係るものと認められる場合は事業所得の総収入金額となる。	
事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額となる。	
事業所得の金額は、総所得金額として超過累進税率により課税される。	
(2) 債務免除益が旅館業に係るものと認められない場合は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で対価としての性質を有しないものとして一時所得の総収入金額となる。	
一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額 50 万円（その残額が 50 万円に満たない場合には、その残額）を控除した金額とする。	
一時所得の金額は、その 2 分の 1 の金額が総所得金額として超過累進税率により課税される。	
II 収入金額	
その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。	
III 別段の定め	
(1) 居住者が、破産法の免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合にその有する債務の免除を受けたときは、その債務免除による経済的利益の価額のうち一定の金額は、各種所得の金額の計算上総収入金額に算入しない。	
(2) (1)以外の場合で青色申告者が債務処理計画に基づき債務の免除を受けた場合において、事業の用	

問1 (続き)

に供される減価償却資産等の価額について一定の評定が行われているときは、その対象資産の損失の額として一定の金額は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。

(3) (1)及び(2)の規定は、税務署長がやむを得ないと認める場合を除き確定申告書に一定の事項の記載及び一定の書類の添付がある場合に限り適用する。









Z-69-C 所得税法〔第二問〕一解 答一

問1

1 各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
事業所得 <hr style="width: 100px; margin-left: 0;"/> 8,817,901	1 総収入金額 (1) 完成工事売上高 A工事 24,000,000 B工事 0 C工事 4,000,000 D工事 17,000,000 E工事 0 完成工事高合計 45,000,000 (2) 機械賃貸収入 F機械 $300,000 \times 5 \text{ヶ月} + 400,000 \times 7 \text{ヶ月} = 4,300,000$ G機械 $600,000 \times 10 \text{ヶ月} = 6,000,000$ 機械賃貸収入合計 10,300,000 (3) 雑収入 0 (4) その他 401,500 (5) 総収入金額合計 55,701,500  2 必要経費 (1) 減価償却費 F機械 $6,003,000 \times 0.333 = 1,998,999$ G機械 普通償却費 $16,000,000 \times 0.333 \times 10 / 12 = 4,440,000$ 特別償却費 賃貸用のため対象外 減価償却費合計 4,440,000 I機械 取得価額 $11,340,000 - 540,000 = 10,800,000$ 普通償却費 $10,800,000 \times 0.333 \times 8 / 12 = 2,397,600$ 特別償却費 $10,800,000 \times 0.3 = 3,240,000$ 減価償却費合計 5,637,600

区分及び金額	計 算 の 過 程
	<p>J機械 取得価額 14,400,000  普通償却費 <math>14,400,000 \times 6/60 = 1,440,000</math>  特別償却費 所有権移転外につき適用対象外  減価償却費合計 1,440,000</p> <p>K機械 中古資産の耐用年数の算出 <math>6 \text{年} \times 0.2 = 1.2 \therefore 2 \text{年}</math>  普通償却費 <math>7,000,000 \times 1 \times 3 / 12 = 1,750,000</math>  特別償却費 中古につき適用対象外  減価償却費合計 1,750,000</p> <p>賃貸用機械減価償却費合計 6,438,999  工事用機械減価償却費合計 8,827,600</p> <p>(2) 完成工事売上原価 <math>7,500,000 + 23,500,000 - 9,500,000 = 21,500,000</math>  (3) 機械賃貸売上原価 3,300,000  (4) 租税公課 <math>285,000 + 285,000 + 25,000 = 595,000</math>  (5) その他諸経費 5,000,000  (6) 貸倒引当金繰入額 <math>(8,000,000 + 2,000,000 + 400,000) \times 5.5\% = 572,000</math>  (7) 必要経費の合計 46,248,599</p> <p>3 青色申告特別控除 <math>1 - 2 &gt; 650,000 \therefore 650,000</math></p> <p>4 事業所得金額 <math>1 - 2 - 3 \quad 8,802,901</math></p>
利子所得 _____ 0	外貨預金利息 $239,055 \div (1 - 0.20315) = 300,000$ (源分)
雑所得 _____ $\triangle 137,000$	還付加算金 13,000 為替差損 $\triangle 150,000$ 合計 $\triangle 137,000$ ※還付金は非課税



区分及び金額	計 算 の 過 程
譲渡所得（総合） 短期 <u>                  0</u> 長期 <u>  650,000</u>	1 総収入金額 短期 ゴルフ会員権 1,800,000 長期 H機械 2,000,000 ※生活用衣類は非課税 2 取得費 短期 2,500,000 長期 $1 < 2,000,000 \times 5\% = 100,000 \quad \therefore 100,000$ 3 譲渡費用       短期 50,000                   長期 0 4 譲渡益 短期 $\Delta 750,000$ 長期 1,900,000 5 譲渡所得金額 短期 0 長期 $1,900,000 - 750,000 - 500,000 = 650,000 \quad \therefore 650,000$ （長期）
一時所得 <u>                                  0</u>	

2 課税標準額 (単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
総所得金額 <u>                  9,142,901</u>	$8,817,901 + 650,000 \times 1/2 = 9,142,901$ 雑所得のマイナスは損益通算対象外

3 所得控除額 (単位：円)

医療費控除 <u>                  420,000</u>	$180,000 + 300,000 + 40,000 = 520,000$ $9,127,901 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$ $520,000 - 100,000 = 420,000$
社会保険料控除 <u>                  696,830</u>	$380,000 + 196,830 + 120,000 = 696,830$
生命保険料控除 <u>                  82,500</u>	生保 旧 $120,000 > 100,000 \quad \therefore 50,000$ 介護 $50,000 \times 1/4 + 20,000 = 32,500$ 合計 82,500

地震保険料控除 _____ 50,000	$70,000 > 50,000 \therefore 50,000$
寄附金控除 _____ 0	0
配偶者控除 _____ 0	$1,500,000 - 650,000 = 850,000 > 380,000 \therefore 0$
配偶者特別控除 _____ 260,000	$380,000 < 850,000 \leq 1,230,000$ 甲の合計所得金額 $\leq 10,000,000 \therefore$ 該当
扶養控除 _____ 960,000	長女 $0 < 380,000 \therefore$ 該当 380,000 母 $0 < 380,000 \therefore$ 同居老親等 580,000 ※遺族年金は非課税
基礎控除 _____ 380,000	
所得控除額合計 _____ 2,849,330	

4 課税所得金額 (単位：円)

課税総所得金額 _____ 6,293,000	$9,142,901 - 2,849,330 = 6,293,571 \rightarrow 6,293,000$ (千円未満切捨)
----------------------------	--

5 税額控除額及び税額 (単位：円)

課税総所得金額に 対する税額 _____ 831,100	$1,288,000 \times 20\% - 427,500 = 831,100$
中小事業者が機械等 を取得した場合の 特別控除額 _____ 160,311	J機械 $14,400,000 \times 7\% = 1,008,000$ $831,100 \times 8,817,901 / 9,142,901 \times 20\% = 160,311$ $\therefore 160,311$
住宅借入金等 特別控除額 _____ 262,300	甲の合計所得金額 $\leq 30,000,000$ ① 35,000,000 ② $26,500,000 \times 27,027,000 / 27,300,000 = 26,235,000$ ③ 認定 30,000,000 $\therefore$ 最小② $26,235,000 \times 1\% = 262,300$ (百円未満切捨)

寄附金特別控除額 _____ 39,200	(100,000 (※1) - 2,000) × 40% = 39,200 ※1 9,142,901 × 40% > 100,000 ∴ 100,000 831,100 × 25% = 207,775 ∴ 39,200 (百円未満切捨) ※入学に関するものは対象外
差引所得税額 _____ 369,289	
復興特別所得税額 _____ 7,755	369,289 × 2.1% = 7,755
所得税等の源泉徴収税額 _____ 0	
所得税等の申告納税額 _____ 377,000	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額 _____ 662,800	331,400 + 331,400 = 662,800
納付すべき税額又は 還付される税額 _____ △285,800	

問 2

1 乙の準確定申告

各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 <u>1,518,506</u>	1 総収入金額 3,510,000 2 必要経費 (1) 諸経費 750,000 (2) 減価償却費 ① 建物 Aアパート $30,499,393 \times 0.066 \times 2 / 12 = 335,494$ Bマンション $70,000,000 \times 0.9 \times 0.022 \times 2 / 12 = 231,000$ ② 建物附属設備 Bマンション $(750,000 - 1) \div 5 \times 2 / 12 = 25,000$ ③ 減価償却費合計 591,494 (3) 必要経費合計 1,341,494 3 青色申告特別控除 $1 - 2 > 650,000 \therefore 650,000$ 4 不動産所得全額 $1 - 2 = 1,518,506$
給与所得 <u>350,000</u>	$1,000,000 - 650,000 = 350,000$
雑所得 <u>0</u>	死亡後に妻が受領した年金は妻の一時所得
退職所得 <u>0</u>	死亡後3年以内に支給が確定したものは相続税の対象

2 丙の確定申告

各種所得の金額

(単位：円)

区分及び金額	計 算 の 過 程
不動産所得 <hr style="width: 100%;"/> 4,437,916	1 総収入金額 (1) 相続開始日から遺産分割成立日まで $21,840,000 \times 25\% = 5,460,000$ (2) 遺産分割成立後から年末日まで 3,080,000 (3) 不動産賃貸収入合計 8,540,000  2 必要経費 (1) 諸経費 $3,500,000 \times 25\% + 1,600,000 = 2,475,000$  (2) 減価償却費 (相続開始日から遺産分割成立日まで) ① 建物 Aアパート $180,000,000 \times 0.03 \times 10 / 12 \times 25\% = 1,125,000$ Bマンション $70,000,000 \times 0.022 \times 10 / 12 \times 25\% = 320,834$  ② 建物附属設備 B マンション $15,000,000 \times 0.067 \times 10 / 12 = 837,500 >$ $750,000 - 25,000 \quad \therefore 750,000 - 25,000 - 1 = 724,999$ $724,999 \times 25\% = 181,250$  ③ 減価償却費合計 1,627,084  (3) 必要経費合計 4,102,084  3 青色申告特別控除 $1 - 2 > 650,000 \quad \therefore 650,000$  4 不動産所得金額 $1 - 2 - 3 \quad 4,437,916$

区分及び金額	計 算 の 過 程
配当所得 <u>0</u>	相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに発行法人に譲渡した場合のみ なし配当の適用なし
給与所得 <u>7,530,000</u>	1 収入 $8,500,000 + 1,200,000 = 9,700,000$ 2 給与所得控除 $9,700,000 \times 10\% + 1,200,000 = 2,170,000$ 1 - 2 7,530,000
分離課税 長期譲渡所得 <u>9,314,533</u>	1 譲渡による収入金額 $90,000,000 \times 20\% = 18,000,000$ 2 譲渡資産の取得費 $40,637,334 \times 20\% = 8,127,467$ 3 譲渡資産の譲渡費用 $2,790,000 \times 20\% = 558,000$ 4 長期譲渡所得の金額 $1 - 2 - 3 = 9,314,533$
分離課税 一般株式の譲渡所得 <u>10,000,000</u>	1 譲渡による収入金額 12,000,000 2 譲渡資産の取得費 $40 \text{ 株} \times 50,000 = 2,000,000$ 3 譲渡資産の譲渡費用 0 4 譲渡所得の金額 10,000,000

## 所得税法【総評】

### 【総評】

平成31年度（令和元年）の所得税の本試験問題は、「理論」は、①青色申告制度（個人事業主・青色申告者及び債務免除者に関する手続きについての課税関係）と②国外財産調書制度及び財産債務調査制度（どのような場合に、何を記載して、いつまでに提出するかについて）の2題が出題された。いずれも基本的な問題であり、「個別理論集」を十分に抑えていれば合格点が取れる問題であった。

「計算」は、総合問題2題が出題され、時間配分とスピードの勝負であった。問1は、居住者の所得税等の計算の問題で、各種所得の金額、課税標準額、所得控除額、課税所得金額、税額控除及び税額の計算過程を明らかにし、さらに、本年度の所得税額から確定申告により納付すべき所得金額等の額又は還付される職税等の額を計算しなさいという内容であった。問2は、居住者の死亡に関わる相続の問題で、相続人の妻、及び長男、次男の法定相続人がいたが、死亡者の準確定申告と次男の確定申告に関する内容であった。但し、相続に関する資料が多く全体的に見てかなりのボリュームがあった。

今回留意点に納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められているが、赤字の場合は「△」、ない場合は「0」と記入しなさいとあった。また、減価償却の計算上1円未満の端数の切り上げが期されていたが見落とした受験生もいたのではないかと考えられる。消費税は考慮しなくてよいとされたが、今後、消費税の考慮が入ればさらに複雑なものとなる。

全体としては、「理論」で基本的な問題について正確な記述ができたか、「計算」については、基本論点を的確に判断し、時間配分を考えて、スピーディに解くことができたかがポイントである。

### 【第一問】

#### 問1 青色申告制度について

地震の影響による経営不振で、被災者債務整理ガイドライン（所得税法44の2）適用可、国税文書の回答あり。措置法28の2の2の対象であることに気が付いたかがポイントである。所得区分や原則的扱い、別段の定めを理解していたか。さらに、債務免除を受けたかについては、2018年に税務訴訟があるのでそれを学習していれば理解が早かった。

本校では問1の配点を30点とした。ボーダーラインは11点、合格点は18点と考える。

#### 問2 国外財産調書制度及び財産債務調査制度について

誰が、どのような場合に、何を記載し、いつまでに、どこの提出。これについてそれぞれ配点である。また、加重措置についてその適用要件を中心に簡潔に書けたかがポイント。（軽減や付帯税の意義は不要）

未学習、理論集にない論点が大半であり、受験生（特に初学者専念者）には非常に厳しい内容。原則的扱いや考え方を活用して、最低限の記述をしてほしい。

本校では問2の配点を20点とした。ボーダーラインは10点、合格確実は17点と考える。

### 【第二問】

#### 問1

各種所得の金額、課税標準額、所得控除額、課税所得金額、税額控除及び税額の計算過程を明らかにし、確定申告により納付すべき所得金額等の額又は還付される職税等の額を計算。

ケアレスミスに気を付けて、論点を抑えれば合格点確実。本校では配点20点とした。ボーダーラインは14点、合格確実ラインは17点であると考えられる。

#### 問2

死亡者の準確定申告と次男の確定申告に関する内容。準確定申告における不動産所得、給与所得、雑所得、退職所得が記されているか。次男の確定申告。不動産所得、配当所得、給与所得、分離課税の長期譲渡所得、一般株式の譲渡所得の計算がケアレスミスなくできたかがポイント。

本校では配点を30点とした。ボーダーラインは18点、合格確実ラインは23点であると考えられる。

以上を踏まえると、合格のボーダーライン53点、合格確実ラインは75点と考えられる。